提出書類等一覧

競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。 (※登記事項証明書、各納税証明書等については、申請受付時前3か月以内に発行された最新のものを提出してください。)

なお、提出を受けた書類は返却いたしません。

【提出期限】令和7年11月14日(金)

					【提出期限】令和7年11月14日(金)
		法	個	中	
	区			小	備考
	<u>Б</u> 77			組	1/H
		人	人	合	
1	登記事項証明書等(※写し可)	0		0	法務局の発行するもの
2	定款又は寄付行為(※写し)	_		_	会社以外の法人の場合
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0		0	中小企業組合等の場合
3	賃借対照表(※写し)				会社以外の法人の場合
	All March	0			合名会社、合資会社の場合
4	身分証明書(※写し可)		0		市区町村の発行するもの
5	道税(道が賦課徴収するものに限る)に滞納がない				道税事務所、各総合振興局(振興局)税務課
	ことの証明書				(納税課)の発行するもの
	(※写し可)	0	0	0	(W11/DBMK) 42 JE L1) 2 C 42
6	本社が所在する都府県の事業税に滞納がないことの				道税の納税義務がない場合
0	証明書				選続の解析機器がない場合 ※本社が道外で道内に支社等がある場合につい
	証の音 (※写し可)				
	(公子し円)				て本社が道外であっても、道内に支社等を置い
		\circ	0	0	ている等の理由で北海道に納税義務がある場合
					は「道税に滞納がないことの証明書」を提出
					この場合、本店に係る「本店が所在する都府
					県の事業税に滞納がないことの証明書」につい
<u> </u>	W # 4W T 20 UL + W # 4W) = 1.71 20 2				ては提出不要
7	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書				税務署の発行するもの
	(※写し可)	0	0	0	国税通則法施行規則別紙9号書式その3の2
					(個人用) 又はその3の3(法人用)
8	健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している				①納入告知書
	事実を証する書類				②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書
	(※写し)	0	0	0	③適用通知書
					※①②③など加入状況が確認できる書類のいず
					れか一つ
9	雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書				①保険関係成立届
	類				②領収済通知書
	(※写し)	0	0	0	③概算·確定保険料申告書(控)
					※①②③など加入状況が確認できる書類のいず
					れか一つ
10	社会保険等適用除外申出書				別記第20号様式
		\circ	\circ	\circ	※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入
					義務のない場合
11	小売電気事業者の登録を受けていることを証する書				小売電気事業者の登録に係る経済産業大臣通知
	類			0	の写し
		0	0	0	※一般送配電事業者である小売電気事業者は提
					出不要
12	高圧電力の供給実績があることを証する書類	0	0	0	別紙供給実績調書及び契約書等の写し
13	暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書	Ō	Ō	0	別記第19号様式
					暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等
					に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6
					号に規定する暴力団員。以下同じ。)又は暴力団
					関係事業(暴力団員が実質的に経営を支配する事
					業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力
					団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該
					当しない者であることの証明
					ただし、申請手続を申請者本人が行うときで、
					申請書において申請者が誓約書の内容を誓約した
					場合は、誓約書の提出を要しません。
14	誓約書(その2)				新口は、言称音の旋山を安しません。 再エネ特措法等の規定による納付すべき金額を
14	言か) 盲 (CV) Z)	0			一再二不特指伝等の規定による納付すべき金額を 納付していない旨の公表をされたことがない電気
		0	0	0	
1 -	西応町長甘滋)。 ☆ ヘ トゥ ゼ ・ゥ ・ ・ゥ ・ ・ゥ ・ゥ				事業者であること。
15	環境配慮基準に適合する者であることを証する書類	0	0	0	別記様式環境配慮入札適合証明書及び確認資料
1.0	7.の仏教索士が日北ツ亜し知はマキャ				等 - 以西に内に由まれなたが初よった場に、 いの書
16	その他警察本部長が必要と認める書類				必要に応じ申請内容を確認するために、他の書
					類の提出を求める場合があります。

- (注) 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。
 - 2 ○印は、該当するときに提出する書類です。